平成２５年（フ）第３９１号
大阪府岸和田市別所町３丁目14番16号
破産者　マシマ運送こと　間嶋　和志
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４３４号
大阪府貝塚市加治20番地１、住民票上の住所大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番47―1015号
破産者　アートサイクル貝塚センターこと　神初　昭博
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５４０号
神戸市須磨区北落合５丁目１番348―404号
破産者　西浦建設こと　谷垣　　剛(旧姓西浦)
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４１号
神戸市兵庫区東山町４丁目16番地の４―907号
破産者　平生聖用こと　朴　　聖用
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５号
兵庫県豊岡市九日市上町324番地の12
破産者　谷口運送こと　谷口　岳人
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
兵庫県豊岡市竹野町竹野1634番地の13
破産者　谷口加代子
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
広島県東広島市黒瀬町宗近柳国1018番地４
破産者　片山　敬介
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０４号
広島市東区馬木２丁目566番地１　302
破産者　鎗野　優子
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２号
山口県萩市大字土原170番地４
破産者　李　　文相
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
山口県宇部市西宇部北４丁目15番39―６号
破産者　花田　　淳
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２６号
香川県観音寺市観音寺町甲2823番地
破産者　山下　康之
１　決定年月日　平成25年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第２１０号
開始決定時の住所旭川市豊岡６条６丁目５番７号
破産者　加藤　哲男
１　決定年月日　平成25年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８６号
岩手県岩手郡雫石町長山極楽野54番地
破産者　山本　榮吉
１　決定年月日　平成25年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３３号
宮城県柴田郡大河原町字新青川９番地７　新青川コーポ102号
破産者　佐藤　雅一
１　決定年月日　平成25年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１３８号
神奈川県相模原市中央区光が丘３丁目11番１―３号、開始決定時の住所茨城県水戸市住吉町229番地の３
破産者　石川　克典
１　決定年月日　平成25年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第７６号
岐阜県下呂市森1665番地６
破産者　和だいにんぐせんこと　千田　裕介
１　決定年月日　平成25年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２３５号
静岡県富士宮市東阿幸地96番地、開始決定時の住所静岡県富士市伝法1593番地の１　コーポ三鈴207号
破産者　土屋　一夏
１　決定年月日　平成25年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４１７号
静岡県浜松市中区富塚町1250番地の２、前住所静岡県浜松市中区富塚町802番地の12
破産者　髙林　佑治
１　決定年月日　平成25年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５０１号
静岡県浜松市中区南浅田１丁目４番６号
破産者　名倉　祐亮
１　決定年月日　平成25年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係